

部局名:子ども・福祉部

令和2年度当初予算知事査定ヒアリング資料

順番	細事業名	事業費(単位:千円)	ページ
1	児童虐待法的対応推進事業費	129,113	1
2	家族再生・自立支援事業費	30,092	4
3	医療支援事業費	5,812	7
合 計		165,017	

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 子育て支援課

事業概要

細事業名		児童虐待法的対応推進事業費					区分	一部新規	
施策		133	児童虐待の防止と社会的養育の推進						
基本事業		13301	児童虐待対応力の強化						
根拠 (法令等)		児童福祉法 児童虐待の防止等に関する法律							
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
	予算額								
	決算額								
事業の目的		平成28年および令和元年の児童福祉法改正をふまえ、子どもが権利の主体であることや子どもの権利擁護に配慮した取組を推進するため、児童相談所の法的対応・介入型支援を充実させ児童虐待に的確に対応するとともに、子どもの目線による取組を推進します。							
事業目標		<p>弁護士や警察官等の専門的人材の活用を図り、法的対応、介入型支援による的確な児童虐待対応に取り組むとともに、児童相談所職員の専門性の向上や相談対応力の向上を図ります。</p> <p>児童虐待相談における対応の的確性を高めるために、アセスメントツールの運用の定着や制度の向上を図ります。</p> <p>子どもの権利擁護についての理解を深めるとともに、児童相談所で保護された子どもの心理的負担を軽減するための取組や、家庭復帰に向けた取組等を進めます。</p>							
前年度からの変更点		人工知能（AI）を活用した児童虐待対応支援システムを整備し、システムの活用により、一時保護等の判断の迅速化、児童相談所における人材育成と知見の継承の支援、児童虐待対応における業務効率化の支援に取り組めます。							
事業の必要性と期待される効果		<p>平成24年度の2件の児童虐待死亡事例の検証結果をふまえ、児童虐待の防止に向けた取組を進めてきており、引き続き、市町や医療機関等関係機関と連携した児童虐待防止対策の推進により、重篤な児童虐待を防止します。</p> <p>被虐待児童等の権利擁護に配慮し、子どもの目線に立った取組により、子どもの心理的負担の軽減や家族再統合を進めます。</p> <p>AI活用事業により、一時保護等にかかる迅速な意思決定により、子どもの安全を図るとともに、業務効率化を進めます。</p>							

## 取組詳細

取組概要	<p>弁護士等専門人材を配置するとともに、児童相談所職員研修体系に基づく職員研修の実施やアセスメントツールの活用強化等による職員の専門性の向上、NPO等の社会資源を活用したモニタリングの推進、医療機関における児童虐待早期対応の促進に取り組みます。</p> <p>児童相談所のかかわりの中で、子どもの権利擁護に配慮した取組として、協同面接の確立や多機関連携、アドボケイトの養成、適切な家庭復帰支援プログラムの選定のためのマニュアル化などに取り組みます。</p> <p>県内6児相の虐待対応にあたる職員にタブレット端末を配布し、AI活用事業に取り組みます。</p>
取組内容等	

### (1) 法的対応力強化事業

弁護士や警察官OBを配置し、児童相談所職員への法的な助言や、一時保護や立入調査・臨検等の的確な実施を行います。

児童虐待ケースのうち、主に学校・保育所等に所属する児童について、NPO等との協働によるモニタリングを行い、きめ細かい支援や関係機関との連携を図ります。

児童虐待相談における対応の的確性を高めるために開発した、リスクアセスメントツール（H26年度運用開始）およびニーズアセスメントツール（H27年度運用開始）の運用の定着を図ります。

### (2) 児童相談所職員専門性強化事業

児童相談所職員研修体系に基づき、役職、経験年数による階層別研修とともに、心理技能習得や司法面接手法等の専門研修等により、職員の専門性の向上を図ります。

児童福祉法の改正により、義務付けられた研修を実施します。

### (3) 児童相談所現場対応力強化事業

法医学鑑定の委託や精神科医等の外部の専門家の活用、子ども家庭専門指導員等の配置のほか、外国人住民対応のための通訳手段の確保等により、現場対応力の強化を図ります。

### (4) 子どもの権利擁護推進事業

平成28年の児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であることが示され、子どもの権利擁護に配慮した取組を行うことが必要とされており、児童相談所のかかわる要保護児童については、その権利擁護に配慮された子どもの目線による対応が必要です。

児童相談所経験者などのコーディネーターにより、多機関連携による児童相談ネットワークの構築、協同面接の確立、アドボケイトの養成、適切な家庭復帰プログラムの検討等の取組を行います。

## 知事復活項目

### (5) 【新規】人工知能（AI）活用事業

129,113千円（うち県費 129,113千円）

新たに「人工知能（AI）を活用した児童虐待対応支援システム」を次のねらいをもって整備します。

#### ①最新のAI技術を活用した的確な意思決定の迅速化

AIが三重県の過去の虐待事例を分析し、虐待の重篤度、将来的な再発率、一時保護の必要性、対応終結までに要する日数といった一時保護等の判断材料を予測・提示することで迅速かつ的確な意思決定を支援します。

また、リスクの的確な判断により、児童相談所職員がリスクのより高いケースに注力でき、虐待の重篤化を防ぐことができます。

### ②知見の継承と人材育成の支援

過去の相談対応のデータから経験豊富な職員の知見を抽出し、注意すべき事項を示すアドバイス機能をAIに組み込むことで、これまで職員の経験値に頼っていた部分が共通認識となり、経験の浅い職員でも的確に対応することができます。

また、より多くの新たなデータを蓄積することで精度が向上し、よりの確な判断が可能となります。

### ③業務効率化の支援

データ検索や情報共有の迅速化、記録入力の簡素化などによる業務の効率化が図られます。

#### [実績等]

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	単位
児童相談センターに配置した弁護士による職員への法的な助言の実施回数	108	123	131	162	120	回

[財源負担割合] 国 1/2 県 1/2 、 県 10/10

[事業負担割合] 国 1/2 県 1/2 、 県 10/10

[事業開始年度] 平成25年度

[実施主体] 県

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 子育て支援課

事業概要

細事業名		家族再生・自立支援事業費					区分	一部新規
施策		133	児童虐待の防止と社会的養育の推進					
基本事業		13302	社会的養育の推進					
根拠 (法令等)		児童福祉法 児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について						
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的		<p>児童養護施設等においては、被虐待児等要保護児童が安全に保護されるとともに、適切な養育環境の中で、家庭復帰や自立に向けた支援が行われる必要があります。</p> <p>こうしたことから、施設職員等の人材育成を図るとともに、児童に対する処遇の向上や身元保証、自立支援資金の貸付や退所者の施設への帰省経費の補助、入所中の児童に退所後の進学や就職について考える機会を提供する等を行い、児童の家庭復帰や自立に向けた支援を行います。</p>						
事業目標		<p>児童養護施設等に入所する児童の家庭復帰をめざすとともに、進学や就職等をめざす児童の自立を支援します。</p>						
前年度からの変更点		<p>施設や里親家庭から自立する子どもたちに対し、施設や企業、NPOが連携、協力した支援体制を整備します。</p>						
事業の必要性と期待される効果		<p>すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人ひとりの個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきであり、要保護児童においても、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下での養育が行われることが重要なことから、児童養護施設等の職員の人材育成を行い専門性の向上を図る必要があります。また、児童に対する専門的なケアを行える体制の充実により自立支援の充実につなげます。</p>						

取組概要	<p>要保護児童の自立や入所児童の家庭復帰等に向け、児童養護施設等施設職員の人材育成に取り組むとともに、最適なプログラムの活用を図ります。また、退所後の生活を考える機会を与えたり、退所児童の身元保証や、措置延長後に支援の必要な人に生活の場の提供などを行います。さらに、施設、企業、NPOが連携協力し、施設退所前のリービングケアから退所後のアフターケアまで切れ目のない支援体制を整備します。</p>
取組内容等	

**(1) CAP 児童養護施設プログラム委託事業**

児童養護施設に入所している子どもたちが、年齢に応じた互いの人権を理解しあい、必要な自己表現の手段を獲得したり、大人へ適切な支援依頼行動がとれるよう、児童養護施設職員等を対象にCAPプログラム等を実施します。

**(2) 児童福祉施設退所に向けての支援事業**

サインズ・オブ・セーフティー・アプローチ等を使い、当該面接法のノウハウを児童相談所職員等が研修を受け、判定会議にて適応性が判断された後、関係職員が役割分担を行い、家族再生のためのプログラムを策定して実施します。

教育的に対処できるスキルを指導するCSP（コモン・センス・ペアレンティング）等の様々なペアレントトレーニング技術研修を児童相談所職員等が受講し、適応性のある家族に各々の家族状況に合ったプログラムを組み立て、継続的に介入します。

**(3) 児童養護施設家族再生支援事業**

虐待防止拠点として整備した親子生活訓練室を要支援家庭が家族再生を行うための生活訓練の場として提供し、子育て支援協力員等をあてることにより、子育てに必要な一連の生活能力を身につけ、正しい知識と愛情を持って子育てを行えるよう支援します。

**(4) 施設退所児身元保証補助事業**

施設退所児（者）が就職等に際して、アパート等を賃借する場合等に施設長等が身元保証人になった場合、施設長が支払う損害保険料に対して補助します。

**(5) 未成年後見人支援事業**

要保護児童に適切な未成年後見人が見つからない場合、当該児童が成人になるまでの間、弁護士等、未成年後見人を引き受けられる適切な方を選定し、家庭裁判所の後見人選任を受けた上で、当該後見人に報酬を支払います。

**(6) 施設等退所者自立支援事業**

施設等を退所した者が、お盆や正月などの時期に実家代わりである施設等へ帰省し、またその時に入所児との異年齢交流を行い、入所児の夢や希望を醸成することを目的として、退所者が施設等へ帰省した際の宿泊等に要した経費の一部を補助します。

また、措置延長後に児童養護施設等を退所しなければならなくなった者のうち、引き続き支援の必要性が高い者等に対して、児童養護施設等で生活の場を確保し、個々の状況に応じて必要な支援を実施し、将来の自立に結び付けます。

**知事復活項目**

**(7)【新規】施設・里親家庭から巣立っていく子どもたちの自立応援事業**

30,092千円（うち県費 15,046千円）

児童養護施設や里親家庭で暮らす子どもたちは原則、高校を卒業すると自立を求められますが、親からの支援が期待できない中で、高等教育機関への低い進学率や早期離職が課題となっていることから、施設、企業、NPOが連携協力し、施設退所前のリービングケアから退所後のアフターケアまで切れ目のない支援体制を整備します。

**●施設でのリービングケア**

退所後一番頼りとするのは出身施設ですが、現在は自立支援専任の職員が配置されておらず、十分な支援ができていない状況です。また、担当職員の退職や配置換え、同時期に生活した児童の退所などにより、出身施設とのつながりが途絶えてしまいます。

県内3施設（北勢・中勢・南勢）をモデルに、専任の自立支援員（生活相談員）を配置する施設へ補助し、退所前から退所後までの一貫した相談支援体制を整備します。

**●企業・NPOによるアフターケア**

積極的に雇用する企業や就労支援に実績のあるNPO等と連携し、入所中からの就職アドバイスや職場体験の実施、職場訪問によるアウトリーチによる相談支援など、施設退所者等に対する就労相談支援事業を実施することで、離職により生活困窮に陥ることなく安定した生活ができる状態をめざします。また、将来的に、就労相談支援事業をNPO・企業が協力して協賛金や寄附により継続して実施できる体制づくりを進めます。

**施設でのリービングケア**

退所後一番頼りとするのはやはり出身施設であり、県内数施設をモデルに、専任の自立支援員（生活相談員）を配置し、施設内での退所前から退所後までの一貫した相談支援体制を整備

- ①入所児童の進学、就職相談
- ②これだけは覚えてほしい生活ハンドブックの作成（自立支援員配置施設で協力して作成、全施設、里親に配布）  
例えば、簡単な料理、お金の管理、各種手続き、SOSの出し方、冠婚葬祭など人との付き合い方等々
- ③ハンドブックを活用した自立講習会の開催（同じ地域のお施設、里親にも参加呼びかけ）
- ④退所者等の生活相談

**企業・NPOによるアフターケア**

施設等出身者を積極的に雇用する企業や就労支援に実績のあるNPO等と協力し、施設外に就労支援チームを設置し、退所者等の就労相談支援事業を実施

- ①社会的養護の必要な児童を積極的に雇用する企業のネットワークづくり
- ②ネットワーク参加企業と連携した入所中の児童への就職アドバイス、職場体験の実施（入所中からの信頼関係づくり）
- ③退所者等の就労相談と定期的な職場訪問
- ④施設職員への就労支援研修会の実施
- ⑤施設と協力した退所者交流会の開催（民間の保養所活用）



**[実績等]**

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	単位
親子生活訓練室（家族再生支援）利用家族数	10	13	7	15	14	家族

[財源負担割合] 国1/2 県1/2 または、県10/10

[事業負担割合] 国1/2 県1/2 または、県10/10

[事業開始年度] 平成19年度（平成24年度において、家族再生・児童自立支援事業を組替）

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 子育て支援課

事業概要

細事業名		医療支援事業費（子ども心身発達医療センター特別会計）					区分	一部新規
施策		233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実					
基本事業		23304	発達支援が必要な子どもへの支援					
根拠 (法令等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法</li> <li>・発達障害者支援法</li> <li>・三重県立子ども心身発達医療センター条例</li> </ul>						
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的		<p>子ども心身発達医療センターの専門的な診療機能等を活用した医療支援事業を実施し、市町や地域の医療機関、福祉施設等への支援を行います。</p> <p>また、聴覚障がい児を対象とした「難聴児支援センター」を設置し、難聴児支援を行うとともに、地域における早期発見、療育を支援します。</p>						
事業目標		<p>入退院時等に実施する家庭訪問指導事業の実施、発達支援が必要な子どもに関する情報提供・啓発事業の実施、遠隔地におけるサテライト外来診療の実施等の取組を行い、肢体不自由児、発達障がい児等とその家族、地域の関係機関等を支援します。</p> <p>難聴児支援センターにおいて、聴覚障がい児やその保護者に対する相談対応や早期療育を行うとともに、地域の関係機関への支援を行います。</p>						
前年度からの 変更点		<p>地域における発達障がいの診断待機を解消するため、地域の医療機関への実践研修等の技術的支援やネットワークの構築等を行います。</p>						
事業の必要性 と期待される 効果		<p>肢体不自由児および発達障がい児等を対象とした県内唯一の医療型障害児入所施設として、その専門性を活用した、発達支援が必要な子どもに関する情報の提供、技術支援・助言等の医療支援事業を実施することにより、地域における途切れのない発達支援体制の整備が進展します。</p> <p>聴覚障がい児の早期発見・支援のため、難聴児支援センターが関係機関と連携し、地域における支援体制づくりを推進していきます。</p>						

取組概要	入退院時に実施する家庭訪問指導事業の実施、発達支援が必要な子どもに係る情報提供・啓発の実施、遠隔地におけるサテライト外来診療の実施等の取組を行い、発達支援が必要な子どもやその家族、関係機関等への支援を行います。
取組内容等	

(1) 医療支援事業

入退院時の専門スタッフによる家庭、学校、施設等への訪問と関係者への指導（家庭訪問指導事業）、発達支援が必要な子どもに関する啓発イベント等の開催、発達障がい等に関する電話相談窓口の開設、紀南地域（尾鷲総合病院）でのサテライト外来診療の実施等を行います。

(2) 発達障がい児への支援事業

①人材育成事業

発達障がい児等に対して成長段階に応じた途切れのない支援を行うため、市町の職員を子ども心身発達医療センターに1年間受け入れ、研修後市町の総合支援窓口で地域の核となる人材（みえ発達障がい支援システムアドバイザー）を育成します。

②CLM普及啓発推進事業

発達障がい児等に対する早期支援を図るための支援ツール「CLMと個別の指導計画」の保育所や幼稚園等への導入を促進するため、研修会や実践報告会の開催等の取組を行います。

(3) 地域療育支援事業

肢体不自由児に対する地域における支援体制の整備をめざして、地域の療育機関等にセンター職員が巡回して技術指導、助言を行うとともに、遠隔地域での肢体不自由児に対する巡回療育相談を市町と協働して実施します。

(4) 聴覚障がい児早期発見療育推進事業

難聴児支援センターにおいて、聴覚障がい児やその保護者に対する相談対応や早期療育を行うとともに、地域の関係機関への支援を行います。

**知事復活項目**

**(5) 【新規】発達障がい児地域診療ネットワーク構築事業 5,812千円（うち県費2,907千円）**

地域における発達障がいの診断待機を解消するために、地域の医療機関への実践研修等の技術的支援やネットワークの構築等を行うことで、発達障がい児の早期診断を可能とする推進体制を構築します。また、初診待機期間中の症状の重篤化の防止のため、初診待機中の発達障がい児にかかるアセスメントの強化を図り、地域の療育機関や「CLMと個別の指導計画」を導入する保育所等との連携を深めます。

●発達障がいを診察する小児科医等の養成と地域診療ネットワーク構築

県小児科医会と協働して、県内の小児科医師を対象とした連続講座を開催するなど、地域での初診受付が可能となるよう技術的な支援を行います。また、地域で診療を行う医療機関の情報を収集し、受診を希望する患児・家族に情報提供を行うほか、医療機関間や医療機関と市町の発達支援窓口、療育機関等とのネットワークの構築をすすめます。

●初診待機中のアセスメントの強化と早期発見・早期支援体制との連携の充実

初診待機期間中の患児・家族に対し、発達障がい医療コーディネーターが中心となって、家庭や

保育所等の生活において困っていることなどの聴き取りを行い、早期対応が必要な場合は、センターでの対応のほか、必要に応じ、市町の発達支援窓口や地域の療育機関の紹介や、地域のみえ発達障がい支援システムアドバイザーを通じ、保育所等に対して「CLMと個別の指導計画」の導入による支援を働きかけます。

<初診待機解消のため地域医療機関との連携が必要>

- 対策1「地域で初診診察を行う医師を養成する」
  - 県小児科医会と協働して、地域の小児科医を対象とした連続講座を開催する。
  - 地域の小児科医が、センターの診療等に陪席し、実地研修を行う。
  - センターの医師等が地域に出向き、指導・助言を行う。
- 対策2「地域の診療機能情報を発信し、医療機関等を紹介する」
  - 地域で診療を行う医療機関の情報を収集し、市町の発達総合支援窓口や県ホームページで周知を図る。
  - 地域で受診を希望する患儿・家族に地域の医療機関等を紹介する。
- 対策3「地域の診療機関等をネットワークで結ぶ」
  - 地域において診療に関わる診療機関等のネットワークを構築する。
  - 医療機関と市町発達総合支援部門、療育機関等との情報共有等を支援する。

発達障がい医療コーディネーターが調整

<初診待機期間中の症状の重篤化の防止>

- 初診待機中の患儿・家族へのアセスメントを強化し、市町のみえ発達障がい支援システムアドバイザーや地域の療育機関を紹介する。

<診察・診断がゴールではない>

- 診断により明らかになった「障がい特性」に対応した「適切な療育」の実施が必要
- 地域における早期発見・早期支援体制との連携が有効

既存事業

- みえ発達障がい支援システムアドバイザーとの協働
  - 市町の発達支援窓口との連携による地域における総合支援サービス
- 「CLMと個別の指導計画」による保育所等での支援
  - 保育所等で適切な対応を行い、二次障がい等の防止につなげる。

総合調整を行う

[財源負担割合] 県 10/10 一部国 1/2 県 1/2

[事業負担割合] 県 10/10

[事業開始年度] 昭和 60 年度